

電子調達サービス説明会

●資格審査申請編●

1. 資格審査申請の手順
2. 資格審査の継続申請
3. 資格審査をする上での留意点
4. 事業者様へのお願い

1

次に、電子調達サービスの資格審査申請についてご説明いたします。
資格審査申請編では、こちらの4項目を順番にご説明します。

1. 資格審査申請の手順、2. 資格審査の継続申請、3. 資格審査をする上での留意点、4. 事業者様へのお願いとなります。

1. 資格審査申請の手順

①電子証明書の取得

②電子証明書の登録

③申請プログラムの入手

④申請データの作成

⑤申請データの送信

⑥郵送書類の印刷及び郵送

⑦受付完了の確認

2

資格審査申請の手順について、こちらのチャートに従ってご説明します。
まず、資格審査申請の手順の電子証明書の取得についてご説明します。

①—1 電子証明書の取得

電子調達サービスを利用するにはICカード電子証明書が必要となります。電子調達サービスで使用可能な電子証明書は次に記載の認証局(販売店)で取り扱われています。

※電子証明書をパソコンに読み込むためには、対応するカードリーダーが必要です。電子証明書に対応するカードリーダーの機種については、電子証明書を購入する認証局にお問い合わせください。

3

電子調達サービスを利用するにはICカード電子証明書が必要となります。電子調達サービスで使用可能なICカード電子証明書は次に案内する認証局(販売店)で取り扱われています。

電子証明書をお使いのパソコンに読み込むためには、対応するカードリーダーが必要です。電子証明書に対応するカードリーダーの機種については、電子証明書を購入する認証局にお問い合わせください。

①-2 電子証明書の取得

◎電子証明書を取り扱っている認証局(販売店)

認証事業者名	電話	URL
株式会社NTTネオメイト	0120-851-240	http://www.e-probatio.com/
ジャパンネット株式会社	03-3265-9255	http://www.japannet.jp/ca/
株式会社帝国データバンク	0570-011999	http://www.tdb.co.jp/typeA/
東北インフォメーション・システムズ株式会社	022-799-5566	https://www.toinx.net/ebs/info.html
日本電子認証株式会社	0120-714-240	http://www.ninsho.co.jp/aosign/index.html
株式会社リーガル	089-957-0494	http://www.legal.co.jp/hojin/
法務省	03-3580-4111	http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/

詳細は東京電子自治体共同運営サービスのホームページ(<https://www.e-tokyo.lg.jp/>)をご確認ください。

4

こちらがICカード電子証明書を取り扱っている認証局です。

ICカード電子証明書にはいくつかの種類がありますので、必ず電子入力コアシステム対応のものを購入してください。

こちらの一覧は、東京電子自治体共同運営サービスのホームページにも掲載されておりますのでご確認ください。

なお、電子調達サービスで使用するICカード電子証明書を東京都の入札システムにおいて登録し使用することも可能です。

①-3 電子証明書の取得

電子証明書を取得するにあたっての注意点

- ①電子証明書の取得には手数料が必要です
- ②電子証明書には有効期限があります
- ③電子証明書の利用者は契約の主体者となる「代表者」、「代理人」となります
- ④電子証明書は資格審査終了後も大切に保管してください

5

次に、電子証明書を取得するにあたっての注意点をご説明します。

電子証明書の取得には手数料が必要です。

電子証明書には有効期限があります。また、発行までに1か月程度を必要とすると思われます。認証局によって発行までの時間に違いがあるようですので、直接認証局にご確認ください。

電子証明書の利用者は契約の主体者となる「代表者」、「代理人」となります。例えば、国立市内に本店をお持ちの事業者様が国立市には本店で登録し、他自治体には支店で登録する場合には本店と支店各1枚電子証明書が必要となります。なお、1枚の電子証明書で工事と物品の両方の種目に登録することができます。

電子証明書は資格審査終了後も大切に保管してください。電子証明書は資格審査申請後も事業者の登録変更、電子入札の際に必要となるためです。

①-4 電子証明書の取得

- ・事業者情報を電子証明書に登録する

各認証局から取得した電子証明書、ICカードリーダー、PINコードを使用し、事業者情報を電子証明書に登録してください。

※登録方法が認証局ごとに異なる場合がありますため、詳細は電子証明書を購入した認証局(販売店)にご確認ください。

6

次に事業者情報を電子証明書に登録します。

各認証局から取得した電子証明書、ICカードリーダー、PINコードと呼ばれるICカード用のパスワードを使用し、事業者情報を電子証明書に登録してください。

登録方法がICカード電子証明書ごとに異なる場合がありますため、詳細は電子証明書を購入した認証局(販売店)にご確認ください。

1. 資格審査申請の手順

①電子証明書の取得

②電子証明書の登録

③申請プログラムの入手

④申請データの作成

⑤申請データの送信

⑥郵送書類の印刷及び郵送

⑦受付完了の確認

7

次に資格審査申請の手順 電子証明書の登録についてご説明します。

②-1 電子証明書の登録

次の手順で電子証明書を電子調達サービスに登録します。

インターネットを起動し、
東京電子自治体共同運営サービスのホームページ(<https://www.e-tokyo.lg.jp/>)を表示します。

8

ICカード電子証明書を取得していただいた後、次の手順で電子証明書を電子調達サービスに登録します。

まず、インターネットを起動し、東京電子自治体共同運営サービスのホームページを表示します。



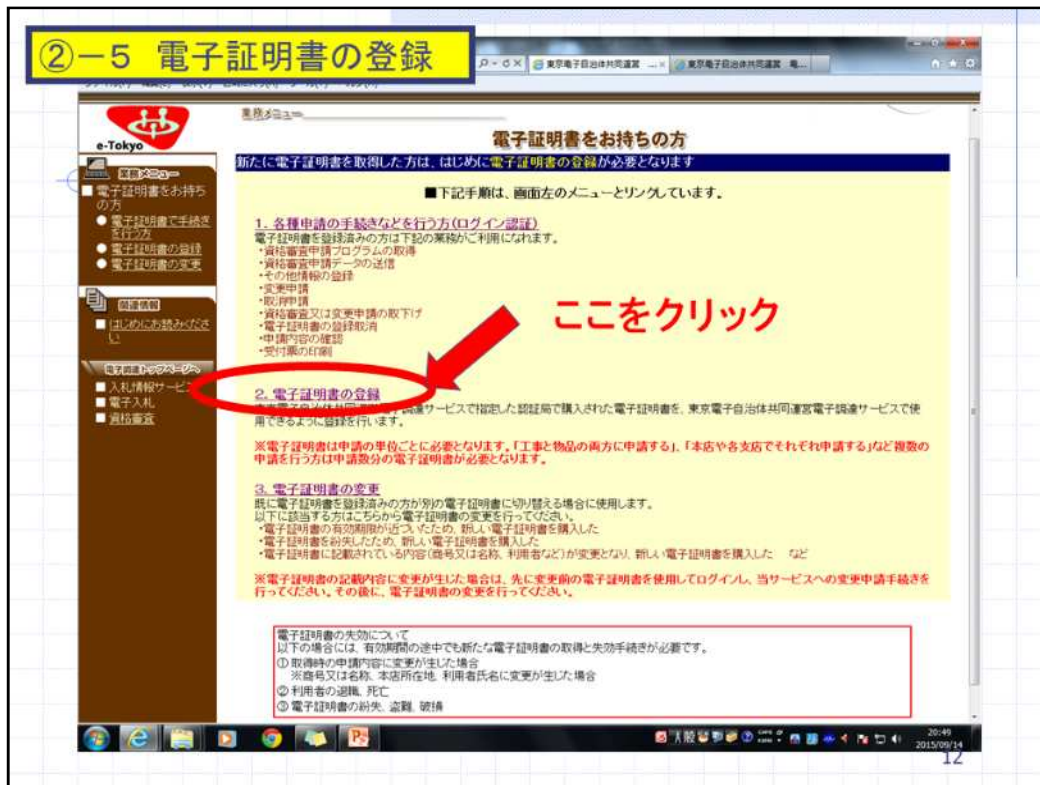
電子調達サービスのホームページを表示したら、「電子調達サービスを利用する」を選択します。



電子調達サービスのトップページが表示されたら、資格審査申請を選択します。資格審査申請の項目では、電子証明書の登録や事業者情報の登録、登録内容の変更を行うことができます。



次に資格審査受付画面の「電子証明書をお持ちの方」を選択します。



電子証明書をお持ちの方という画面が表示されますので、2番の「電子証明書の登録」を選択します。



電子証明書の登録画面が開きましたら、次に、組織形態、工事又は物品などの申請種別、決算月、を入力し次へ進むを選択してください。
 なお、工事事業者様で経営事項審査を必要とする業種に登録をされる方は「経営を必要とする業種」を選択し、建設業許可番号等を入力します。既に登録している営業所がある場合にはその受付番号を入力します。



次に進むを選択すると、PINコードと呼ばれる電子証明書用パスワードの入力を求められます。

認証局から受け取っているPINコードを入力します。今回はPINコードの認証に成功したものと説明を進めます。



PINコードが認証されると、電子証明書の登録画面が表示されます。
電子証明書の登録内容に誤りがないことを確認して、確認を選択します。



電子証明書の登録完了が表示されます。以上で電子証明書の登録は完了です。

1. 資格審査申請の手順

①電子証明書の取得

②電子証明書の登録

③申請プログラムの入手

④申請データの作成

⑤申請データの送信

⑥郵送書類の印刷及び郵送

⑦受付完了の確認

17

続きまして、資格審査申請の手順 の電子調達サービスへログインと申請プログラムの入手についてご説明します。

③—1 電子調達サービスへのログイン及び 申請プログラムの入手

以下の手順で電子調達サービスへの申請プログラムを入手します。

(1) 電子調達サービスへログイン



(2) 資格審査申請プログラムの取得

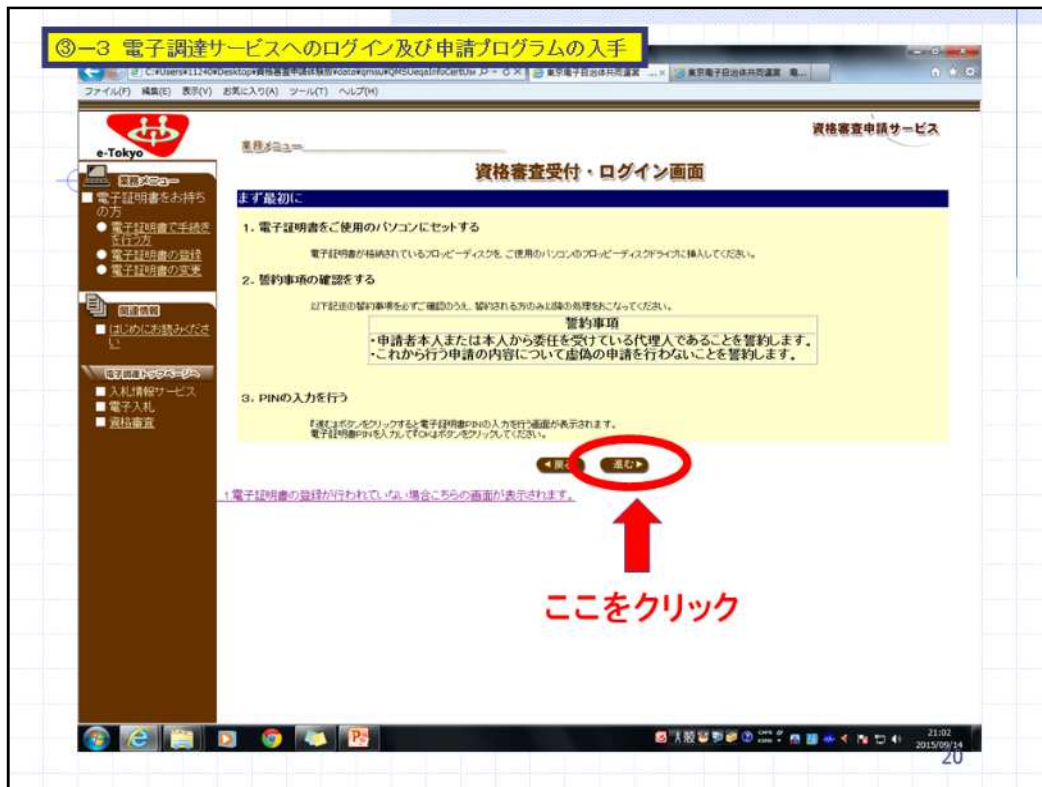
18

まず、申請プログラムを入手するため、電子調達サービスへログインします。電子調達サービスへのログインとは、先ほど登録した電子証明書の登録に基づき電子調達システムに接続することを言います。

ログイン後、電子調達サービスの申請プログラムを営業所等のパソコンへ取得することができます。



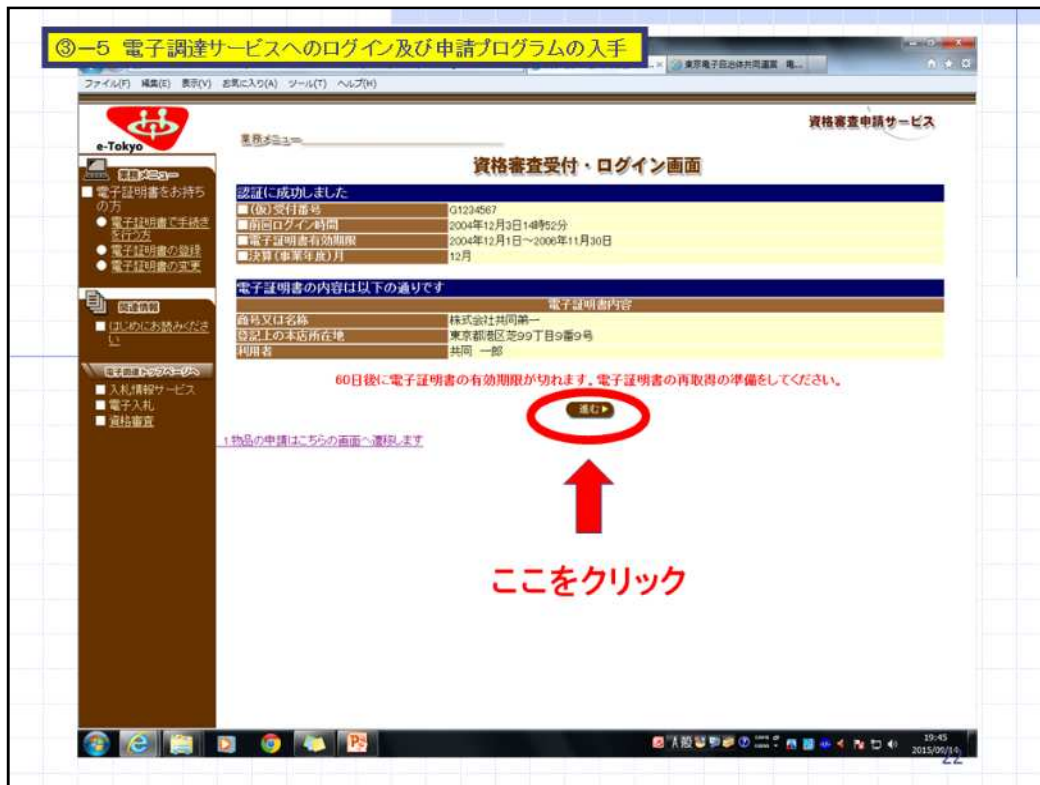
では、具体的な方法を実際の画面でご説明します。先程の資格審査受付画面の電子証明をお持ちの方のログインを選択します。



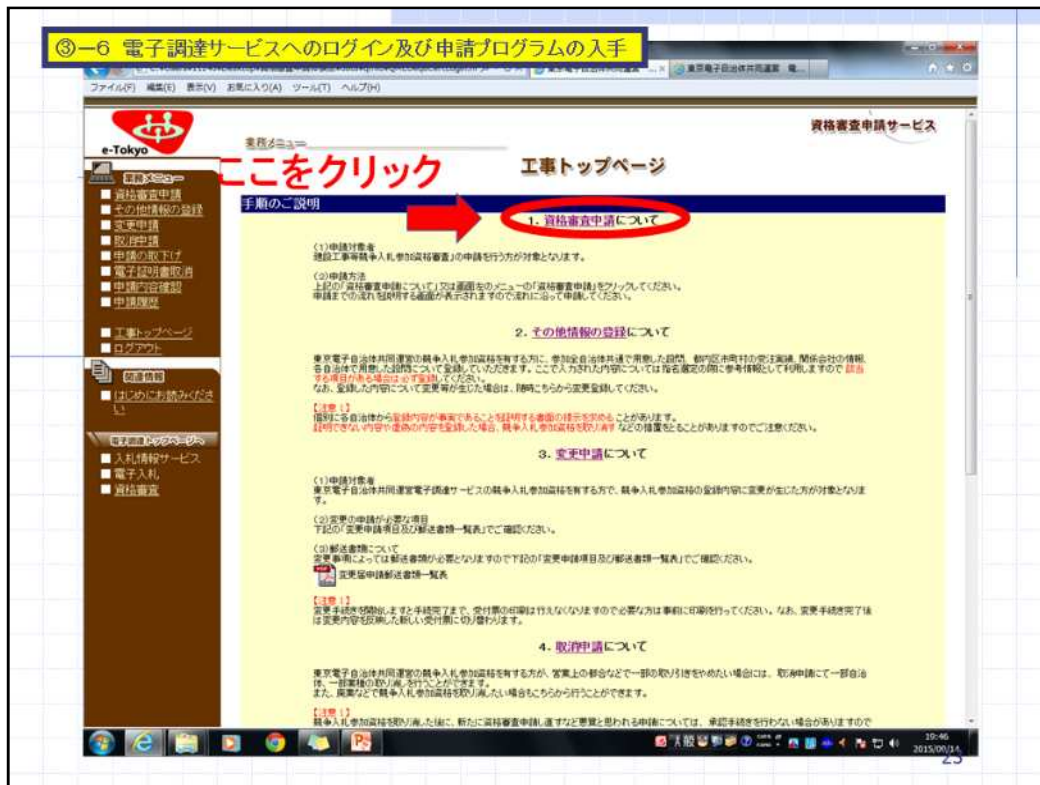
ログインの案内画面が表示されます。
電子証明書とカードリーダーをパソコンにセットし、進むを選択します。



進むを選択するとPINコード入力画面が表示されますので、PINコードを入力します。



電子証明書が承認されたらログイン完了です。
電子証明書の承認後、画面の内容を確認し、進むを選択します。

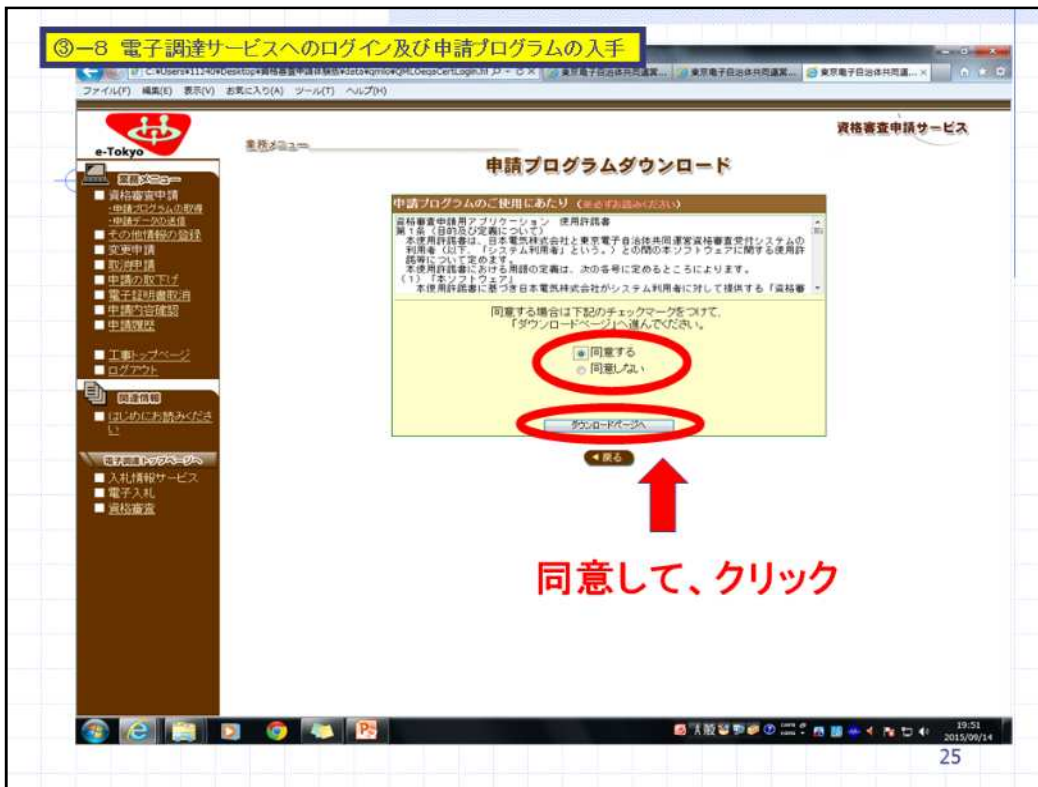


続きまして、資格審査申請プログラムの取得を行います。
先程の電子証明書ログイン画面から進むを選択すると、工事又は物品のトップページが表示されます。
こちらの画面の「1. 資格審査申請について」を選択します。

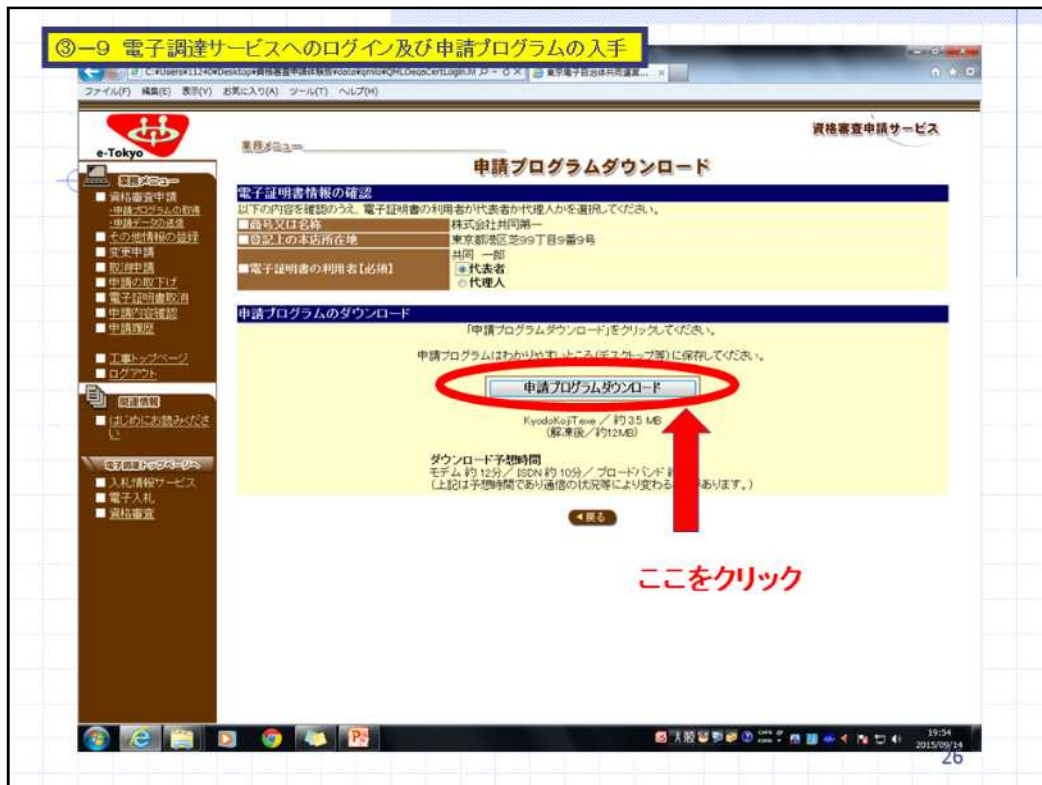


次に、資格審査申請までの流れの画面が表示されたら、電子調達サービスに事業者情報を登録するためのプログラムをダウンロードします。「1. 申請プログラムの取得」を選択します。

ダウンロードしたプログラムをデスクトップなどに保存し、本プログラムを使用してデータ作成した後に、作成したデータを電子調達サービスへ送信することにより、事業者情報をシステムに登録することができます。



画面が移動しましたら、資格審査申請用アプリケーション使用許諾書に同意し、事業者情報の資格審査申請プログラムのダウンロードページへ進みます。



申請プログラムダウンロードページが表示されたら、電子申請の利用者を代表者又は代理人からを選択し、申請プログラムをダウンロードします。ダウンロードするプログラムはデスクトップ等パソコンのわかりやすい場所に保管してください。

1. 資格審査申請の手順

①電子証明書の取得

②電子証明書の登録

③申請プログラムの入手

④申請データの作成

⑤申請データの送信

⑥郵送書類の印刷及び郵送

⑦受付完了の確認

27

続きまして、資格審査申請の手順 の申請データの作成について説明します。

④ー1 申請データの作成

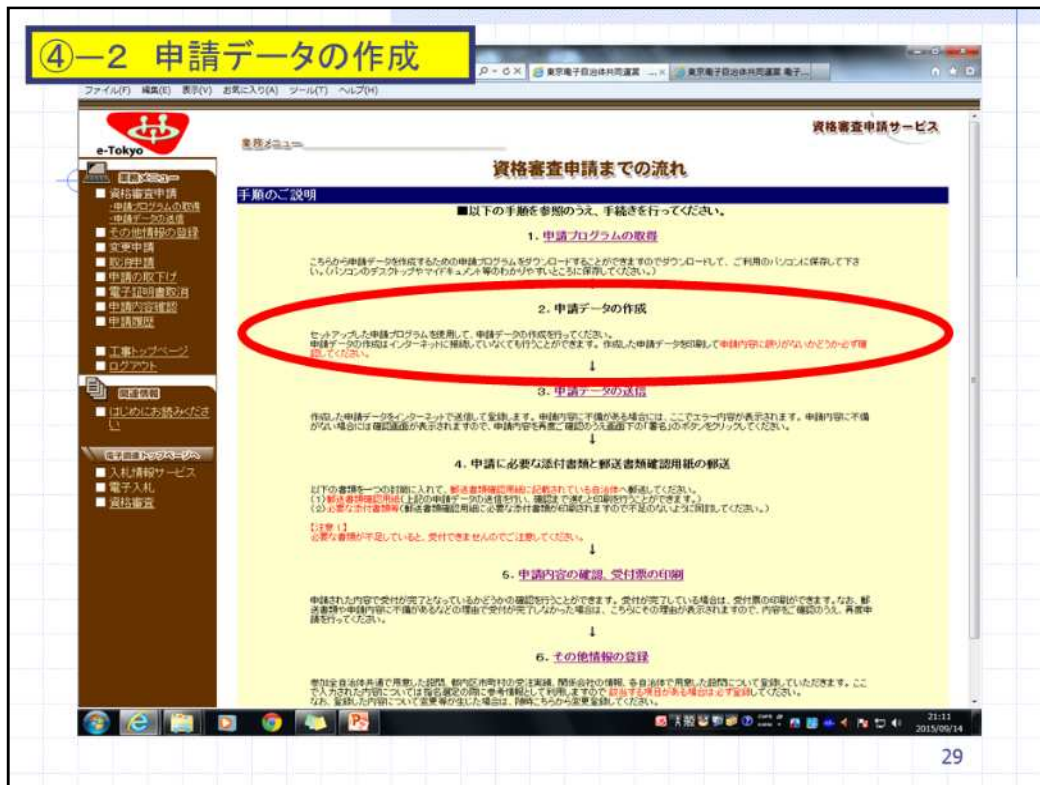
ダウンロードしたプログラムを使用して、電子調達サービスに申請するデータを作成します。

申請データの作成は、電子調達サービスのホームページに掲載されている競争入札参加資格申請の手引きを確認のうえ行ってください。

28

先程ダウンロードしたプログラムを使用して、電子調達サービスに申請する事業者様のデータを作成します。

データの作成については、電子調達サービスのホームページに掲載されている競争入札参加資格申請の手引きを確認のうえ行ってください。



営業所等のパソコンにダウンロードしたシステムを使用して、申請データを作成します。
 なお、申請データの作成については、自治体側に参考画面がないため前の画面と口頭での説明となります。

④ー3 申請データの作成

1. ダウンロードした申請プログラムは圧縮されているため、解凍します。デスクトップ等に保存したプログラムをダブルクリックします。
2. 解凍後のフォルダの保存場所が表示されます。変更せずに「OK」をクリックします。
3. デスクトップ上に表示されるフォルダを開き、「SinseiKojiT.exe」(工事)又は「SinseiBuppinT.Exe」(物品等)を選択します。これ以外のアイコンは実行しないでください。

30

1. ダウンロードした申請プログラムは圧縮されているため、解凍します。デスクトップ等に保存したプログラムをダブルクリックします。デスクトップ以外の場所に保存した方はそこから実行してください。

2. 解凍後のフォルダの保存場所が表示されます。変更せずに「OK」をクリックします。

3. デスクトップ上に表示されるフォルダを開き、「SinseiKojiT.exe」(工事)又は「SinseiBuppinT.Exe」(物品等)を選択します。これ以外のアイコンは実行しないでください。それ以外のアイコンを実行すると送信時にエラーとなることがあります。次に、起動したプログラムの入力方法についてご説明します。

④ー4 申請データの作成

4. 申請プログラムが起動します。競争入札参加資格申請手引きに従い入力を行ってください。
5. 申請内容を入力する際に、参考となる資料は履歴事項全部証明書、各種納税証明書と、申請業種に応じて経営事項審査、財務諸表等です。
6. 入力を完了する場合は「終了」を選択します。「終了確認画面」が表示されます。データをすぐに送信する場合には「チェックする」を選択し、入力内容を確認してください。

31

まず、4. 申請プログラムが起動します。競争入札参加資格申請手引きに従い入力を行ってください。

申請内容を入力する際に参考となる資料は5のとおり、履歴事項全部証明書、各種納税証明書と、申請業種に応じて経営事項審査、財務諸表等です。

6. 入力を完了する場合は「終了」を選択します。「終了確認画面」が表示されます。データをすぐに送信する場合には「チェックする」を選択し、入力内容を確認してください。

④ー5 申請データの作成

7. 入力にあたりよくある間違い

- ・特に指定がない限り金額は千円未満切捨て
- ・特定業種申請項目又は登録区分、技術者資格免許は申請営業種目以外について入力しない
- ・工事・設計等について、契約する営業所が本店の場合は総完成工事高と申請先営業完成工事高を同一件数、同一金額とする
- ・発注者の区分に注意する。手引きの一覧表を参照

32

7. 現在審査を行っている中で、入力にあたりよくある間違いについてご説明します。

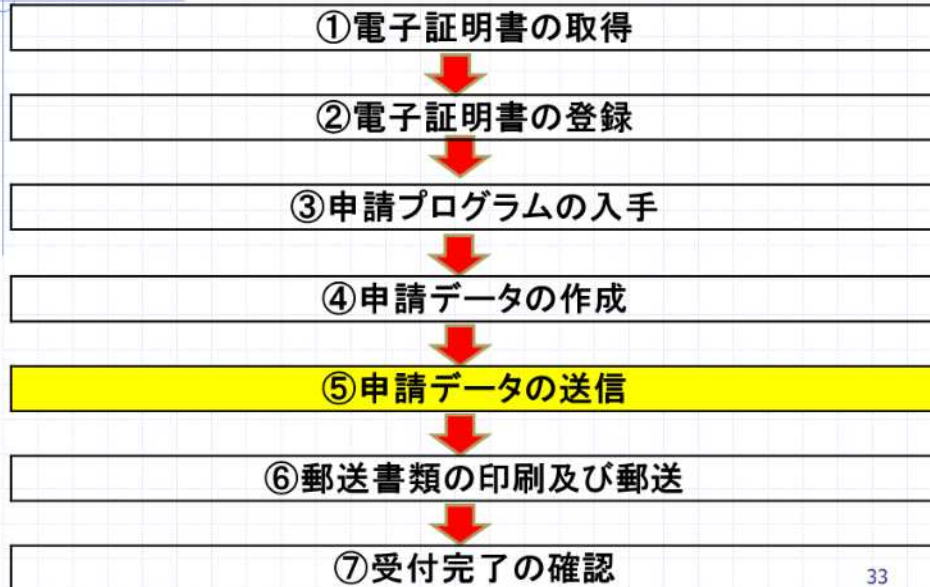
まず、特に指定がない限り金額は千円未満切捨てで入力してください。

次に、特定業種申請項目又は登録区分、技術者資格免許といった資格等の入力欄は申請営業種目以外について入力しないでください。

第3に、工事・設計等について、契約する営業所が本店の場合は総完成工事高と申請先営業完成工事高を同一件数、同一金額してください。

・各種目について過去の実績を入力する際には、発注者の区分に注意してください。手引きの一覧表を参照し、誤りの内容ご注意ください。

1. 資格審査申請の手順



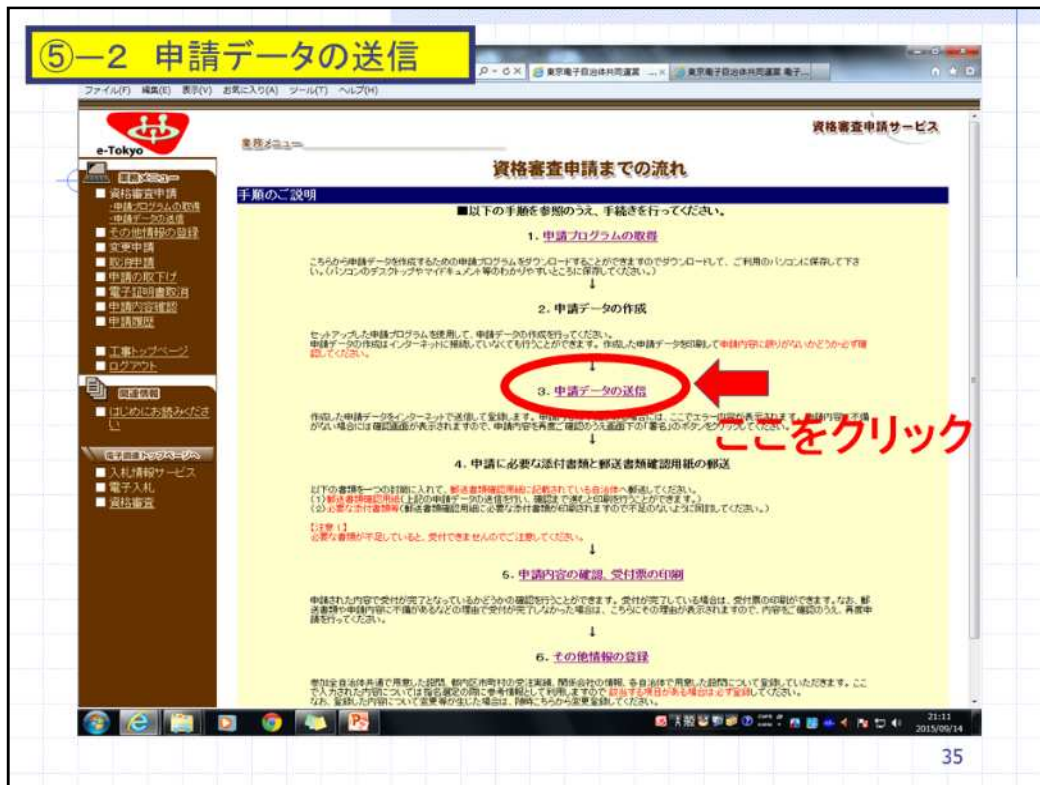
それでは、次の資格審査申請の手順 申請データの送信に移ります。

⑤ 申請データの送信

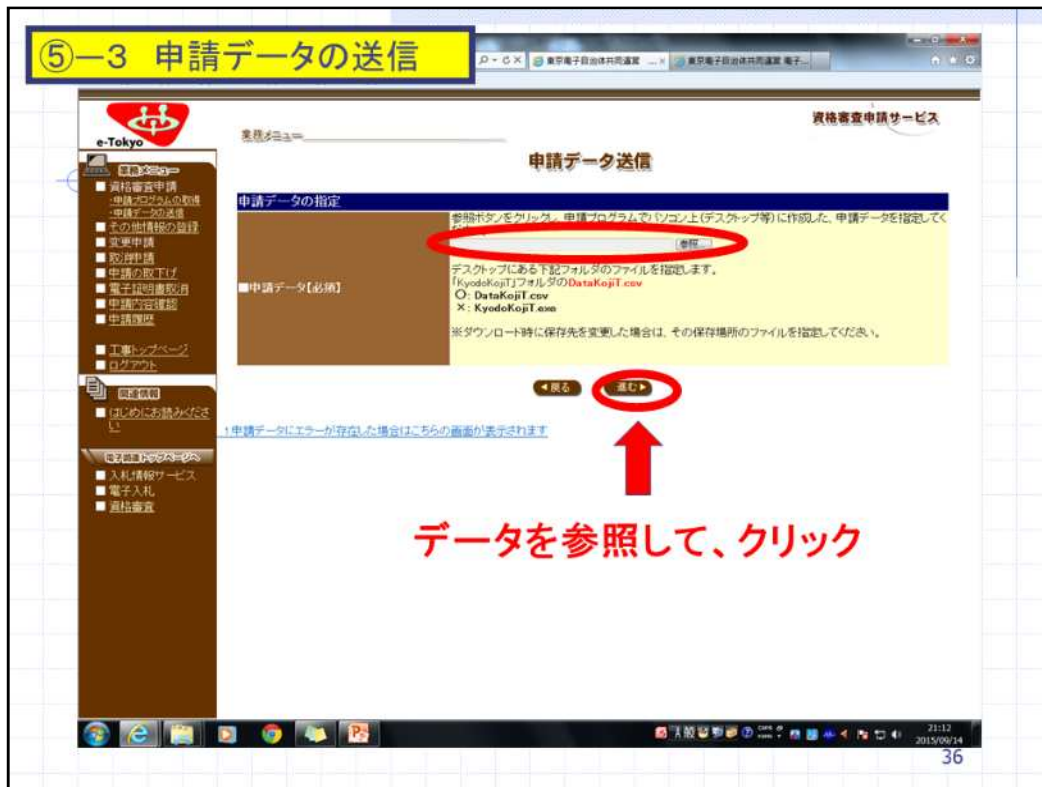
次に、④で作成した申請データを電子調達サービスに送信します。

34

ここでは、 で作成した申請データを電子調達サービスに送信する方法をご説明します。



で申請プログラムでデータを作成し、次に作成した申請データを電子調達サービスに送信します。
資格審査申請までの流れ画面の「3. 申請データの送信」を選択します。



データ送信画面に移動しますので、作成した申請データの保管場所を指定して進むを選択します。



申請内容確認画面に切り替わりましたら、申請内容に誤りがないか確認し、「署名」を選択します。「署名」を選択すると申請内容が電子調達サービスに送信されます。

1. 資格審査申請の手順

①電子証明書の取得

②電子証明書の登録

③申請プログラムの入手

④申請データの作成

⑤申請データの送信

⑥郵送書類の印刷及び郵送

⑦受付完了の確認

38

続きまして、資格審査申請の手順 郵送書類確認用紙等を審査担当自治体へ郵送について説明します。

⑥-1 郵送書類の印刷及び郵送

申請データの送信が完了後、郵送書類確認用紙を印刷し、添付資料と一緒に審査担当自治体へ郵送します。

申請データの審査を担当する自治体は、登録を希望した自治体から自動で決定されます。国立市にのみ登録を希望した場合には、国立市が審査となります。

39

申請データの送信が完了後、この後ご説明する郵送書類確認用紙を印刷し、添付資料と一緒に審査担当自治体へ郵送します。

その後、申請データと郵送資料の内容を審査担当自治体を確認し、資格審査申請を承認します。

審査担当自治体は入札参加を希望した自治体の中から自動で決定されます。国立市のみ選択した場合には、国立市が資格審査担当自治体となります。



先ほどの署名選択後のページに表示されている内容から、申請データが正常に登録されたことを確認します。
 郵送書類確認用紙を印刷し、記載されている資料を用意してください。

⑥-3 郵送書類の印刷及び郵送

建設工事等 郵送書類確認用紙

届出番号	A1234567	交付番号	
審査担当課長	足立区	申請日時	2016年02月29日 13時01分00秒
申請番号	11 12 13		

《申請書》

本案件所在地 平120-8510 東京都足立区中央町二丁目2番1-2号
 申請人氏名 株式会社A建設
 代表取締役社長 田中 次郎
 登記上の所在地 東京都足立区中央町二丁目2番1-2号

《開示内容》

事業年度 2016年03月
 届出年月日 2016年02月15日

原案金	30,000,000,000 千円		
自己資金	30,000,000,000 千円		
総売上高	30,000,000,000 千円	計画計算書の売上高と一致	

納税状況

法人事業税	30,000,000,000 千円		
法人税（所得税）	30,000,000,000 千円		
消費税及び地方消費税	30,000,000,000 千円		

《開示資料添付チェックシート》

開示資料	添付	備考
<input type="radio"/> 登記簿謄本（経営事項全部証明書）（正本）		個人の方で商号登記をしている場合は商号登記簿になります。個人の方で商号登記をしていない場合は手帳です。
<input type="radio"/> 税務課簿		事業年度事業年度のみです。
<input type="radio"/> 決算証明書（正本）		個人の方で商号登記をしている場合は不要です。
<input type="radio"/> 登記簿謄本（正本）		個人の方で商号登記をしている場合は不要です。
<input type="radio"/> 法人事業税の納税証明書（正本）		個人の方は不要です。事業年度事業年度のみです。申請する事業所が所在する都道府県の証明書です。
<input type="radio"/> 納税証明書その1（正本）		事業年度事業年度のみです。個人の方は法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書になります。個人の方は所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書になります。

※ 郵送書類

1. この郵便書類確認用紙は、添付書類に必ず添付してください。
 2. 郵送書類の添付について
 (1) 添付書類が手紙以外の場合は糊綴り文を添付すること。
 (2) 登記簿謄本、決算証明書及び登記事項証明書は、申請日前3ヶ月以内に発行された正本とする。
 下記の様で切り取り、封筒に貼り付けて送付して下さい。

平120-8510
 東京都足立区中央町一丁目1-7番
 足立区総務部契約課工事契約係

この用紙にこれらの資料を添付して発送

届出番号 A1234567 申請日 2016年02月29日

こちらは郵送書類確認用紙の見本です。

この郵送書類確認用紙に赤枠内の必要となる資料を添付して、審査担当をする自治体へお送りください。

あて先は郵送書類確認用紙の下段に印刷されていますので、切り取って送付用の封筒に貼り付けてください。

なお、工事事業者様と物品等事業者様で添付する資料が異なりますのでご注意ください。

1. 資格審査申請の手順

①電子証明書の取得

②電子証明書の登録

③申請プログラムの入手

④申請データの作成

⑤申請データの送信

⑥郵送書類の印刷及び郵送

⑦受付完了の確認

42

続きまして、資格審査申請の手順 受付完了の確認についてご説明します。

⑦-1 受付完了の確認

- ・郵送資料が審査担当自治体に到達後、通常7日間程度で審査が完了します。
- ・新規の申請は、毎月25日に登録の締めが設定されています。25日までに申請が承認されると、翌月1日から電子調達サービスに登録されます。(継続申請は承認日の翌日から登録が反映されます。)

43

の方法で郵送した資料が審査担当自治体に到達後、通常7日間程度で審査が完了します。

新規の申請は、毎月25日に登録の締めが設定されています。25日までに申請が審査自治体に承認されると、翌月1日から電子調達サービスに登録されます。継続申請は承認日の翌日から登録が反映されます。

⑦-2 受付完了の確認

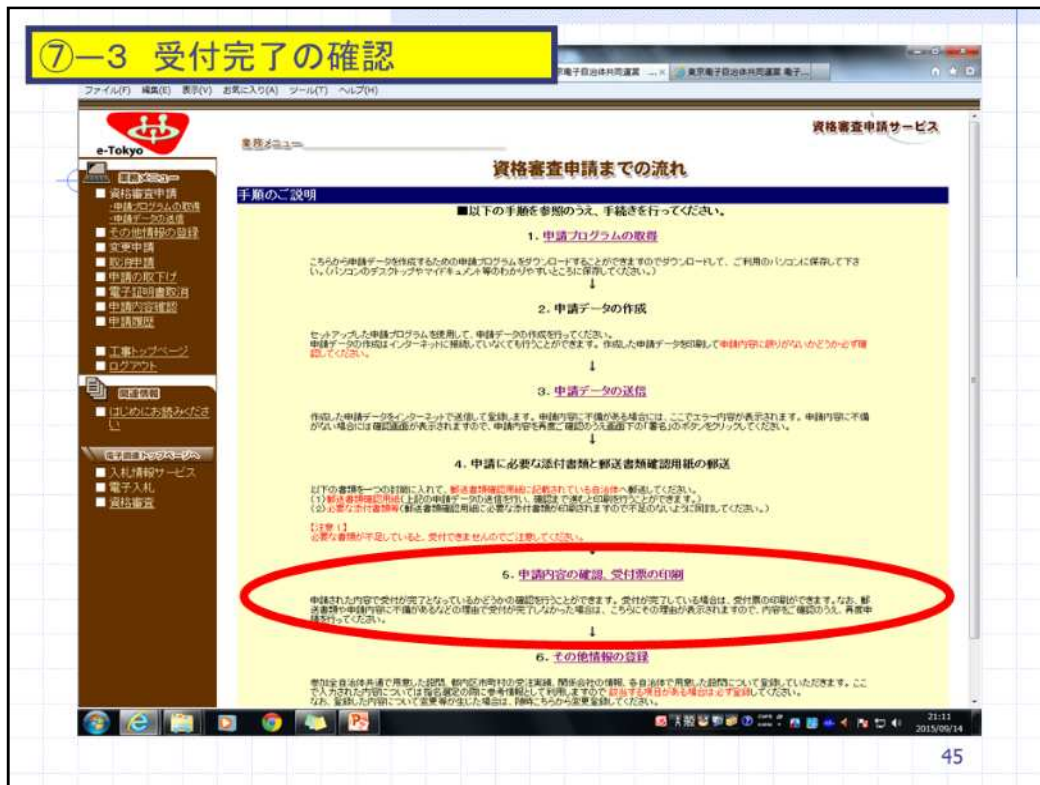
例)

11月5日に新規事業者の申請が承認された場合、12月1日からの登録となります。

申請は余裕を持って行ってください。

44

資格審査申請承認後の電子調達サービスへの反映について、例をお示しします。
11月5日に新規事業者の申請が承認された場合、12月1日からの登録となります。
。申請は余裕を持って行ってください。



では、資格審査申請が受付されたことを確認する実際の操作をご説明します。審査担当自治体から承認処理をされた場合には、資格審査申請までの流れ画面の「5. 申請内容の確認、受付票の印刷」から受付票を印刷し保管してください。否承認処理をされた場合には、審査担当自治体の指示に従い申請内容を修正又は添付資料を追加し、再度、申請を行ってください。



こちらを選択すると受付票が画面表示されます。受付票の見本はございませんので割愛します。
 以上で資格審査申請手続きは完了となります。

2-1 資格審査の継続申請

●継続申請の有効期間

電子調達サービスの資格審査申請の有効期間は直近の決算月の翌月から起算して1年8か月です。

【有効期間の例】

平成27年3月末に決算を設定している事業者の場合

→平成28年11月末まで有効となります。

47

次に、資格審査の継続申請についてご説明します。

新規で資格審査申請を行った後、2回目以降の資格審査申請手続きを継続申請といたします。

電子調達サービスの資格審査申請の有効期間は直近の決算月の翌月から起算して1年8か月です。

有効期間の例として、平成27年3月末に決算を設定している事業者様の場合、この決算に基づく申請の有効期限は平成28年11月末までとなります。

2-2 資格審査の継続申請

●継続申請の注意点

引き続き競争入札に参加するためには、決算ごとに継続申請を行う必要があります。

継続申請をする際はICカード電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

継続申請は審査担当自治体から承認された翌日に電子調達サービスへ内容が反映します。

48

よって、引き続き競争入札に参加するためには、毎決算ごとに継続して資格審査手続きを行う必要があります。必要となる手続きは基本的にこれまでの説明内容と同じです。

継続審査をする際には、ICカード電子証明書の有効期限切れにご注意ください。ICカード電子証明書の継続手続きについては各認証局にお問い合わせください。

継続申請は審査担当自治体から承認された翌日に電子調達サービスへ内容が反映します。

以上が資格審査申請についてのご説明となります。

3. 資格審査申請をする上での留意点

- ◆ 本サービスでは東京都の入札には参加できませんのでご注意ください。
- ◆ 電子証明書には有効期限があります。
- ◆ 電子証明書は資格審査終了後も大切に保管してください。
- ◆ 行政書士は事業者の依頼により資格審査申請を代理で申請することができます。

49

次に、資格審査申請をする上での留意点をご説明します。

まず初めに、本サービスは、東京都内の市区町村等の競争入札に参加するためのシステムですので、東京都の入札には参加できません。

次に、電子証明書には有効期限がありますのでお気を付けください。電子証明書の更新手続きには日数を要すると思われるので余裕を持って手続きを行ってください。なお、詳細な手続きについては各認証局にお問い合わせください。

第三に、電子証明書は電子入札手続きや資格審査申請内容の変更などにも使用するため、資格審査終了後も大切に保管してください。

今回ご説明した資格審査申請手続きについて、行政書士法に規定されている行政書士は事業者の依頼に基づき行政書士専用の電子証明書を使用して代理で申請することができます。

4. 事業者様へのお願い

- ◆電子調達サービスに新規で登録される場合には、なるべく余裕をもって平成28年2月までに資格審査申請の承認を取得していただきますようお願いいたします。
- ◆既に電子調達サービスに登録をしている場合には、次回の継続申請の際に国立市を申請先自治体に追加してください。

50

資格審査申請の説明の最後に、事業者様へのお願いがございます。

電子調達サービスの運用にあたり、事業者の皆様は電子調達サービスへの登録をお願いします。

現在電子調達サービスに登録をしていない事業者様は、新規の登録となります。平成28年4月1日に事業者として登録されるためには、平成28年3月25日までに資格審査申請を承認される必要があります。なるべく余裕をもって、一か月前の平成28年2月25日までに登録をお願いいたします。

次に、既に電子調達サービスに登録をされている事業者様は、次回の継続申請の際に国立市を申請先自治体に追加してください。